

令和元年6月13日

農地を貸したい方へ

農地中間管理事業のお知らせ

市内に農地をお持ちになっている皆さまにお知らせいたします。

国の施策である「農地中間管理事業」は、農地を誰かに貸したい希望のある方や、耕作してもらえる担い手を探したいけど見つからない方などのご相談をお受けして、農地中間管理機構を通して農地の貸し借りを契約できるようにするための事業です。

農地をお持ちでお困りの方は、稲敷市役所農政課までご相談ください。

また、農地を貸していただいた方で一定の要件を満たした場合には、協力金が支払われる制度がございます。内容につきましては、別添のチラシをご覧ください。

記

1. 申込対象者 農地の貸し出しを希望される農地の所有者
2. 申込期間 随時、申込を受付いたします

【農地中間管理事業による農地の貸付申込みの手続きについて】

ご相談をいただいた後、市で農地の耕作状況の聞き取りや現地確認などを行い、担い手へ耕作の依頼と茨城県農地中間管理機構へ農地の貸付けの手続きを行います。

なお、農地の条件等により担い手に耕作を依頼できない場合や茨城県農地中間管理機構で農地の借受けができない場合がございますので、ご了承ください。

※注意

このお申込みにより取得した個人情報に関しては、農地中間管理事業に関連する施策以外には利用いたしません。

【お問合わせ先】

稲敷市役所 農政課（農政企画係）

電話：029-892-2000（代）

内線（2311）



農地中間管理事業の メリット措置

2019
年度版

茨城県農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けた場合には、次のような支援が受けられます。

茨 ひより
(茨城県公認Vtuber)

地域の取組への支援

● 地域集積協力金 ●

※ 1と2の同一年度での重複交付は無し。

人・農地プランの実質化に向けたスケジュールが作成されている地域を支援します。

1 集積・集約化タイプ

機構を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域を支援。

交付要件

交付対象農地のうち1割以上が新たに担い手に集積されることが確実であること。

当該年度の貸付面積 ÷ 地域の農地面積

(前年度までの機構貸付面積除く)

注1 中山間地域は、中山間地農業ルネッサンス事業実施地域(詳しくは市町村にお問合せ願います。)

注2 東日本大震災の津波被災地域は上記単価に0.3万円/10a上乘せ。

注3 一般地域の2回目以降の申請は、区分1の活用率を10%超とします。

区分	機構の活用率		交付単価 /10a
	一般地域	中山間地域	
1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円
2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円
3	70%超	30%超50%以下	2.2万円
4	—	50%超	2.8万円

2 集約化タイプ

担い手同士の耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域を支援します。

交付要件

(次のいずれかを満たすこと)

- 地域の農地面積に占める担い手の1ha以上の団地面積の割合が20%以上増加すること。
- 既に担い手1ha以上の団地面積の割合が40%以上の地域は、担い手1団地当たりの平均農地面積が1.5倍以上になること。

※中山間地及び樹園地は50a以上

区分	機構の活用率	交付単価 /10a
1	40%超70%以下	0.5万円
2	70%超	1.0万円



個々の農地の出し手への支援



● 経営転換協力金 ●

交付対象 機構に農地を貸し付けることにより、

- 経営転換する農業者
- リタイアする農業者
- 農業経営を行わない農地相続人

交付要件

全ての自作地を10年以上機構に貸し付けること

交付単価	1.5万円 / 10a
上限額	50万円 / 1戸

今回のメリット措置は、2019年1月1日から2019年12月末日までに各市町村農業委員会の総会で農用地利用集積計画が決定されたものが対象となります。

農家のみなさんへ

貸したい農地ありませんか？



農地を貸したい

●規模縮小 ●経営転換 ●農地相続 でお困りの方

メリット

- 賃料は機構を通じて支払われ、期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。
- 期間満了後、継続して貸付することもできます。
- 受け手が耕作できなくなった場合、機構が次の受け手を探します。

貸付



農地を借りたい

●規模拡大 ●新規参入 をお考えの方

メリット

- 長期の耕作が可能となり、安定的な経営が行えます。
- まとまった農地の借入や、分散した農地の集約化ができます。

貸付(転貸)

「農地集積バンク」茨城県農地中間管理機構

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- 農業振興地域内の農地。
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと。
- 10年以上の貸付が可能。
- 賃借範囲が明確にできること。
- 土地改良区賦課金の延滞がない。
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されている。

※機構が借り受けた農地については、土地改良事業が行われることがあります。

詳しくは、最寄りの市町村(農政担当)または、茨城県農地中間管理機構まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構

(公益社団法人茨城県農林振興公社) 茨城県水戸市上国井町3118-1

TEL.029-350-8687

■ ホームページ

<http://www.ibanourin.or.jp/nourin/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索



各地域お問い合わせ先

- 県北農林事務所 駐在 TEL.0294-33-8772
- 県央農林事務所 駐在 TEL.029-231-6560
- 鹿行農林事務所 駐在 TEL.0291-32-6272
- 県南農林事務所 駐在 TEL.029-823-5633
- 県西農林事務所 駐在 TEL.0296-48-8225